

## 介護保険料のお知らせ

普徴・併徴

令和7年度(4月～翌年3月)の介護保険料について、別紙決定通知書のとおり決定いたしました。

### ❖ 保険料の算定方法(所得段階及び保険料)

所得段階	対象者	年額保険料
第1段階	<ul style="list-style-type: none"><li>● 生活保護を受けている方</li><li>● 世帯全員が町民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方</li><li>● 世帯全員が町民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万9千円以下の方</li></ul>	27,020円
第2段階	<ul style="list-style-type: none"><li>● 世帯全員が町民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万9千円超120万円以下の方</li></ul>	45,980円
第3段階	<ul style="list-style-type: none"><li>● 世帯全員が町民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方</li></ul>	64,940円
第4段階	<ul style="list-style-type: none"><li>● 同じ世帯に町民税が課税されている人がいるが、本人は町民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万9千円以下の方</li></ul>	85,320円
第5段階	<ul style="list-style-type: none"><li>● 同じ世帯に町民税が課税されている人がいるが、本人は町民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万9千円超の方</li></ul>	94,800円
第6段階	<ul style="list-style-type: none"><li>● 本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方</li></ul>	113,760円
第7段階	<ul style="list-style-type: none"><li>● 本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方</li></ul>	123,240円
第8段階	<ul style="list-style-type: none"><li>● 本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方</li></ul>	142,200円
第9段階	<ul style="list-style-type: none"><li>● 本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方</li></ul>	161,160円
第10段階	<ul style="list-style-type: none"><li>● 本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方</li></ul>	180,120円
第11段階	<ul style="list-style-type: none"><li>● 本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方</li></ul>	199,080円
第12段階	<ul style="list-style-type: none"><li>● 本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方</li></ul>	218,040円
第13段階	<ul style="list-style-type: none"><li>● 本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の方</li></ul>	227,520円

裏面もご覧ください▶

## 【普通徴収について】

受給している年金から天引き(特別徴収)となるまでの期間は普通徴収となります。

また、以下に該当する方は、普通徴収(納付書納付)となりますので、納め忘れないようお願いします。

- 年金を受給されていない方、年金の受給額が年額18万円未満の方
- 65歳になられた方
- 他市町村から七戸町へ転入された方
- 前年度所得段階の変更などにより、一時年金天引きが中止となった方
- 年度途中で所得段階が変更となった方
- 年金の支払いが停止(一部停止)になった方 など

## 【口座振替のご案内】

すでに口座振替の届出をされている方は、各期納期限末日に口座振替となります。

また、口座から自動的に振替納付となる口座振替を希望の方は、下記のとおり手続きをしてください。

- 申込方法…介護保険料納付書・預金通帳・通帳印をご持参のうえ、口座をお持ちの金融機関等で手続きをしてください。
- 口座振替開始時期…申込日の1~2か月後の納期のものから開始となりますので、お早めにお申し込みください。

※ なお、口座振替は12月分までとなります。1月以降または過年度分に保険料が発生する方は、口座振替ができませんのでご了承ください。

### 取扱金融機関等

- 青森みちのく銀行(本・支店)
- 青い森信用金庫(本・支店)
- 青森県信用組合(本・支店)
- ゆうき青森農業協同組合(本・支店)
- 十和田おいらせ農業協同組合(七戸支店)
- ゆうちょ銀行